【室課名：総合防災室、県民生活センター】

1　項目		(1)　商品やサービスの安全の確保					
2　小項目		ア　監視指導及び検査の徹底					
3　事業・取組名		①　生活用製品販売事業者等の監視指導					
4　事業概要		技術上の基準に対する適合性の表示がない特定製品、電気用品、ガス器具等が、販売又は販売の目的で陳列されていないか、消安法[18]、電安法[19]、液石法[20]に基づき、生活用製品販売事業者等に対して立入検査による監視指導を行います。 あわせて、特定保守製品取引時に適切な説明がなされるよう、特定保守製品取引事業者に対して立入検査を通じ啓発指導します。					
5　目標設定とその考え方		○参考指標 県及び市町村が行った立入検査における監視指導件数及び違反件数とします。					
		基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：監視指導件数	消安法 (特定製品)	57 件	―	―	―	―	―
	消安法 (特定保守製品)	44 件	―	―	―	―	―
	電安法	17 件	―	―	―	―	―
	液石法	14 件	―	―	―	―	―
参考指標：違反件数	消安法 (特定製品)	1 件	―	―	―	―	―
	消安法 (特定保守製品)	0 件	―	―	―	―	―
	電安法	0 件	―	―	―	―	―
	液石法	0 件	―	―	―	―	―

[18] 消安法「特定製品」「特定保守製品」
正式名称：消費生活用製品安全法。一般家庭で使用される製品の欠陥による事故から、消費者を守るための法律で、昭和 48 年に制定されました。消費者に危害が及ぶ可能性のある消費生活用製品で、家庭用圧力鍋、乗車用ヘルメットなどを「特定製品」に指定しています。また、消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものを「特定保守製品」に指定しています。

[19] 電安法
正式名称：電気用品安全法。電気用品の安全を確保するため、生産者・販売者の義務などを定めた法律です。

[20] 液石法
正式名称：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律。一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする法律です。

【室課名：健康国保課】

1　項目	(1)　商品やサービスの安全の確保					
2　小項目	ア　監視指導及び検査の徹底					
3　事業・取組名	②　医薬品等販売施設の監視指導					
4　事業概要	医薬品や医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性、有効性の確保のため、各保健所の薬事監視員が、医薬品医療機器等法[21]に基づき、医薬品等販売施設に対して監視指導を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 監視指導件数及び違反件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：監視指導件数	1,463 件	—	—	—	—	—
参考指標：違反件数	4 件	—	—	—	—	—

【室課名：県民くらしの安全課】

1　項目	(1)　商品やサービスの安全の確保					
2　小項目	ア　監視指導及び検査の徹底					
3　事業・取組名	③　食品関係施設の監視指導及び検査の徹底					
4　事業概要	①食品の安全性の確保のため、各保健所の食品衛生監視員が、食品衛生法に基づき、食品関係施設に対して監視指導を行います。あわせて、表示に関する講習会を開催し、食品表示の適正化を図ります。 ②「食品、添加物等の規格基準」に定める成分規格に適合した食品が販売されているかなど、安全な食品の流通・販売の推進のため、各保健所において、食品衛生法に基づき、輸入食品も含めた流通食品の収去検査を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 監視指導件数及び不良食品等違反件数、事業者に対する衛生講習会の開催回数並びに食品の収去検査件数及び不適合件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：監視指導件数	33,355 件	—	—	—	—	—
参考指標：不良食品等違反件数	67 件	—	—	—	—	—
参考指標：講習会開催回数	292 回	—	—	—	—	—
参考指標：収去検査件数	16,986 件	—	—	—	—	—
参考指標：収去検査不適合件数	14 件	—	—	—	—	—

[21] 医薬品医療機器等法
正式名称：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成 26 年 11 月 25 日施行）。旧薬事法。

【室課名：県民くらしの安全課】

1　項目	(1)　商品やサービスの安全の確保					
2　小項目	ア　監視指導及び検査の徹底					
3　事業・取組名	④　生活衛生施設の監視指導					
4　事業概要	生活衛生の安全性の確保のため、各保健所の環境衛生監視員が、生活衛生関係法令に基づき、生活衛生施設に対して監視指導を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 監視指導件数及び違反件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：監視指導件数	1,106 件	―	―	―	―	―
参考指標：違反件数	3 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民くらしの安全課】

1　項目	(1)　商品やサービスの安全の確保					
2　小項目	ア　監視指導及び検査の徹底					
3　事業・取組名	⑤　水道施設の監視指導					
4　事業概要	水質の安全性確保や水道施設の適切な維持管理のため、各保健所の職員が、水道法に基づき、水道施設に対して基幹施設を中心とした監視指導を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 監視指導件数及び違反件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：監視指導件数	281 件	―	―	―	―	―
参考指標：違反件数	5 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目		(1)　商品やサービスの安全の確保
2　小項目		イ　消費者事故の調査・公表
3　事業・取組名		①　商品テストの実施及び結果の情報提供【重点】
4 事業概要	(1)現状	消費者が購入する商品の欠陥や、商品の誤使用によって、消費者が危険に曝される事故が発生しています。
	(2)課題	相談者が必要とする商品に係る情報を提供する必要があります。さらに、商品に関する情報を公開し、消費者が商品に対して理解を深めて、商品の誤使用による事故の再発防止及び安全安心な商品購入に寄与することが求められています。
	(3)事業・取組の内容	誤使用・不注意による事故が起きている製品など、消費者の関心の高い商品等について試買テストを行い、その結果をホームページ等で情報提供します。また、消費者から依頼を受けた商品について、内容によっては、製品評価技術基盤機構、国民生活センター等と協力して苦情テストを実施し、その結果をホームページ等で情報提供します。
5　目標設定とその考え方		○主要指標 試買テスト品目数とし、毎年１品目を目指します。 ○参考指標 消費者からの依頼を受けて実施した苦情テスト件数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：試買テスト品目数	1 品目	1 品目	1 品目	1 品目	1 品目	1 品目
参考指標：苦情テスト件数	1 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(1)　商品やサービスの安全の確保
2　小項目	イ　消費者事故の調査・公表
3　事業・取組名	②　消費者安全法に基づく情報提供
4　事業概要	①消費者庁から公表された重大事故情報をホームページに掲載し、迅速な情報提供をします。特に広く県民に注意喚起等が必要と認められる情報は、市町村と連携して情報提供を行います。 ②必要に応じ、国に対して事業者への立入調査等の実施を要請します。
5　目標設定とその考え方	○参考指標 県内で発生した消費者事故報告件数及び重大事故報告件数とします。（消費者庁事故情報データバンクシステムの登録件数のうち、消費者安全法に基づく登録件数）

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：消費者事故報告件数	18 件	―	―	―	―	―
参考指標：重大事故報告件数	10 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

１　項目		(1)　商品やサービスの安全の確保
２　小項目		ウ　生活関連物資の安定供給・価格の安定化
３　事業・取組名		①　生活関連物資の価格動向調査及び緊急時等における対応【重点】
４事業概要	(1)現状	生活関連物資は自然気候や国際情勢などにより、値上がり、供給不足となるおそれがあります。
	(2)課題	・生活関連物資の価格動向を県民に情報提供する必要があります。 ・生活関連物資の価格が高騰し、買占め等が行われるなどの緊急時には流通の円滑化と価格の安定化を図る必要があります。
	(3)事業・取組の内容	①消費者の関心の高いレギュラーガソリン、灯油について、レギュラーガソリンは通年、灯油は需要期（10月～３月）に価格調査を行うとともに、その他の生活関連物資についても、必要に応じ、需給状況や価格動向に関する調査を行い、その結果を公表します。 ②生活関連物資の流通の円滑化や価格の安定が必要な場合は、事業者に対し、必要な措置をとるよう協力を要請します。特に、流通の円滑化を図るために指定した物資の価格が高騰し、買占め・売惜しみが行われるおそれがあるときは、事業者に対して売り渡しに関する勧告を行います。
５　目標設定とその考え方		○主要指標 ・レギュラーガソリンの調査回数とし、年間12回、１広域振興局当たり各10店舗を調査します。 延べ調査回数：４広域局×10店舗×12回＝480回 ・灯油価格の調査回数とし、年間６回（10月～３月）、１広域振興局当たり各10店舗を調査します。 延べ調査回数：４広域局×10店舗×６回＝240回

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：ガソリンの延べ調査回数	480 回	480 回	480 回	480 回	480 回	480 回
主要指標：灯油の延べ調査回数	480 回	240 回	240 回	240 回	240 回	240 回

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	ア　規格・表示の適正化の推進					
3　事業・取組名	①　家庭用品品質表示法に基づく品質表示の適正化					
4　事業概要	家庭用品の品質表示の適正化の確保のため、家庭用品品質表示法に基づき、販売店等に対して立入検査を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 県及び市町村が行った立入検査における検査製品件数及び違反製品件数とします。					
	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：立入検査件数	467 件	―	―	―	―	―
参考指標：違反件数	5 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	ア　規格・表示の適正化の推進					
3　事業・取組名	②　単位価格表示の推進【重点】					
4 事業概要 (1)現状	消費者の商品選択に役立つよう、条例に基づき、対象店舗では単位価格の表示に努めることとされています。					
(2)課題	より多くの店舗で単位価格の表示がなされることで、消費者の商品選択に役立てることができます。					
(3)事業・取組の内容	消費者が自主的、合理的に商品を選択できるようにするため、条例に基づく単位価格表示制度の周知を行い、販売店等に対し、表示の実施について協力を依頼します。					
5　目標設定とその考え方	○主要指標 実施対象店舗に対する単位価格表示実施状況調査の実施回数とし、年１回を目指します。 単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合とし、毎年１％ずつの増加を目指します。 取組店舗割合：（単位価格表示実施店舗（対象品目中、いずれかの品目について、全ての商品に単位価格表示を実施している店舗）／調査対象店舗（調査回答店舗－対象品目を扱っていない店舗））×100					
	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：実施状況調査実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
主要指標：取組店舗割合	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%	62.0%

【室課名：県民くらしの安全課】

１　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
２　小項目	ア　規格・表示の適正化の推進					
３　事業・取組名	③　ＪＡＳ法に基づく食品表示の適正化					
４　事業概要	①食品表示の適正化の確保のため、ＪＡＳ法[22]に基づき、販売店等に対して店頭での表示の点検を行います。 ②県内の消費者に食品表示ウォッチャーの委嘱を行い、県内での食品表示のモニタリングを実施します。 ③食品表示110番を設置し、食品表示に関する苦情、相談、違反情報等を受け付けます。 ④食品表示専門員を配置し、県民からの通報や情報提供などに基づいて、店舗点検等の監視指導を行います。					
５　目標設定とその考え方	○参考指標 食品表示ウォッチャーによる食品表示点検店舗数及び違反店舗数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：食品表示点検店舗数	372 店舗	―	―	―	―	―
参考指標：違反店舗数	15 店舗	―	―	―	―	―

【室課名：商工企画室】

１　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
２　小項目	ア　規格・表示の適正化の推進					
３　事業・取組名	④　計量法に基づく内容量表示の適正化					
４　事業概要	内容量表示に係る適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき、特定商品を製造及び販売する事業所に対して立入検査を行います。					
５　目標設定とその考え方	○参考指標 立入検査件数及び違反件数（立入検査後、改善措置のなかったもの）とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：立入検査件数	32 件	―	―	―	―	―
参考指標：違反件数	0 件	―	―	―	―	―

[22] ＪＡＳ法
正式名称：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律。農林物資の品質の改善、取引の単純公正化、生産・消費の合理化を図り、農林物資の品質に関する適正な表示を定めた法律で、昭和 25 年に制定されました。飲食料品が一定の品質であることや特別な生産方法で作られていることを保証するＪＡＳ規格制度と、原材料・原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける品質表示基準制度とからなっています。

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	①　特定商取引に関する法律及び岩手県消費生活条例に基づく事業者への処分・指導					
4　事業概要	消費者契約の適正化の確保のため、特定商取引に関する法律及び岩手県消費生活条例に基づき、悪質な事業者に対して行政処分や行政指導を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 行政処分及び行政指導の件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：行政処分及び行政指導件数	1件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	②　不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への行政指導等					
4　事業概要	消費者契約の適正化の確保のため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、法違反の疑いのある景品の提供や表示を行った事業者に対して措置命令又は行政指導を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 措置命令及び行政指導の件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：措置命令及び行政指導件数	13件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	③　割賦販売法[23]に基づく契約の適正化					
4　事業概要	①前払式特定取引業者に対し、国と連携を図りながら、適正な業務運営の確保を図ります。 ②信販会社の加盟店調査義務違反又は不適正な与信契約があった場合には、国と連携し、行政処分を適時適切に行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 立入検査件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：立入検査件数	0 件	―	―	―	―	―

【室課名：観光課、県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	④　旅行業法に基づく旅行契約の適正化					
4　事業概要	旅行契約の適正化の確保のため、旅行業法に基づき、旅行業者に対して立入検査及び全ての知事登録業者の自己点検を行います。また、(一社) 岩手県旅行業協会及び県民生活センターと連携を図りながら、旅行業者に対して適切な指導監督を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 立入検査件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：立入検査件数	10 件	―	―	―	―	―

[23] 割賦販売法
割賦販売における公正で健全な取引の維持と消費者の保護とを目的とした法律で、昭和 36 年に制定されました。昭和 47 年の改正で、クーリングオフなどによる購入者の保護や、割賦販売が終了するまで割賦販売業者に商品の所有権があること、割賦購入の斡旋業務には経産相の認可（割賦購入あっせん業者登録簿への登録）が必要であることなどが規定されました。また、平成 20 年の改正で、クレジット契約の規制を強化し、訪問販売業者の調査義務と、割賦販売による既払い金の返還義務をクレジット会社に課しました。略称「割販法」。

【室課名：経営支援課、県民生活センター】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	⑤　貸金業法に基づく契約の適正化					
4　事業概要	金銭消費貸借契約の適正化の確保のため、貸金業法に基づき、貸金業者に対して立入検査を行います。また、借入申込や契約時における執拗な説得や威圧的な言動など、岩手県消費生活条例に規定する不当な取引については、県民生活センターと連携を図りながら、貸金業者に対して適切な指導監督を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 立入検査件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：立入検査件数	1 件	―	―	―	―	―

【室課名：建築住宅課】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	⑥　宅地建物取引業法に基づく賃貸借契約の適正化					
4　事業概要	契約時に貸主借主双方へ適切なアドバイスを行うなど、賃貸借契約の適正化の確保のため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者に対して立入指導を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 立入検査件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：立入検査件数	57 件	―	―	―	―	―

【室課名：警察本部 生活環境課】

1　項目	(2)　消費者と事業者との取引の適正化					
2　小項目	イ　消費者契約の適正化の推進					
3　事業・取組名	⑦　生活経済関係法令に基づく取締りの実施					
4　事業概要	消費者被害の拡大を防止するため、生活経済関係法令に基づき、ヤミ金融[24]や悪質商法などの生活経済事犯の取締りを行います。違反事実に関し、検挙可能であれば積極的に検挙を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 ヤミ金関係検挙件数及び悪質商法関係検挙件数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：ヤミ金関係検挙件数	3 件	―	―	―	―	―
参考指標：悪質商法関係検挙件数	2 件	―	―	―	―	―

[24] ヤミ金融
貸金業の登録をしていない貸金業者が行う融資のことで、多くは法定金利を超える高金利が伴います。又はその不法な貸金業者のことを言います。

【室課名：県民生活センター】

<table>
<tr><td colspan="2">１　項目</td><td colspan="6">(3)　消費者教育の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　小項目</td><td colspan="6">ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　事業・取組名</td><td colspan="6">①　消費生活に関する情報の提供【重点】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４
事
業
概
要</td><td>(1)現状</td><td colspan="6">問題のある商法や架空請求、不当請求などの消費者トラブル、多重債務等に係る相談が後を絶たない状況です。</td></tr>
<tr><td>(2)課題</td><td colspan="6">・消費者トラブルを未然に防止するためには、消費者自らがトラブルの原因や手口、対処法など、消費生活に関する正しい知識や的確な判断力を身に付けることが大事です。
・また、ターゲットになりやすい若者や高齢者等を守り、支えるため、これらの情報を家族や周囲の方々など、地域社会全体で共有することも重要です。</td></tr>
<tr><td>(3)事業・取組の内容</td><td colspan="6">情報格差に配慮しつつ、次のような方法により、適時的確な情報提供に努めます。
①パンフレットや広報誌、ホームページ、モバイルメール、リーフレット等の各種媒体を活用した情報提供
※特に高齢者に対しては、地域で見守る支援者にも情報が行き届くよう、民生児童委員協議会や包括支援センターにも情報提供を行います。
②報道機関に対する積極的な情報提供、県全体の広報の活用による新聞・テレビ・ラジオ・生活情報誌等を通じた情報提供
③出前講座や各種セミナー等におけるリーフレットを活用した情報提供やモバイルメールの登録促進</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">５　目標設定とその考え方</td><td colspan="6">○主要指標
県民又は報道機関向けの情報提供回数とし、年間213回（平成25年度の回数）を目指します。</td></tr>
<tr><td>基準年
（H25 年度）</td><td>H27 年度</td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td><td>H31 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要指標：情報提供回数</td><td>213回</td><td>213 回</td><td>213 回</td><td>213 回</td><td>213 回</td><td>213 回</td></tr>
</table>

【室課名：県民生活センター】

<table>
<tr><td colspan="2">１　項目</td><td colspan="6">(3)　消費者教育の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　小項目</td><td colspan="6">ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　事業・取組名</td><td colspan="6">②　消費生活サポーターを通じた情報提供【重点】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４
事
業
概
要</td><td>(1)現状</td><td colspan="6">消費者被害の未然防止を図るため、各地域において消費生活に関する情報提供等の活動を行う「消費生活サポーター」を広く募集し、人数は大幅に増加しました。
しかしながら、消費者被害は依然として発生しており、特にも高齢者が被害に遭うケースが増加しています。</td></tr>
<tr><td>(2)課題</td><td colspan="6">・消費者トラブルを未然に防止するためには、消費者自らがトラブルの原因や手口、対処法など、消費生活に関する正しい知識や的確な判断力を身に付けることが大事です。
・また、ターゲットになりやすい若者や高齢者等を守り、支えるため、これらの情報を家族や周囲の方々など、地域社会全体で共有することも重要です。</td></tr>
<tr><td>(3)事業・取組の内容</td><td colspan="6">①県内各地域において消費生活に関する活動をしたいという意向を持つ者を広く募集し、消費生活サポーターとして登録します（無償ボランティア）。
②消費生活サポーターに対し、消費生活に関する情報提供を行い、可能な範囲で地域住民へ情報を広めてもらうほか、地域における悪質商法等の情報を県に提供してもらいます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">５　目標設定とその考え方</td><td colspan="6">○主要指標
消費生活サポーターの登録者数とし、県内全市町村に総数300人の登録を目指します。
消費生活サポーターに対する情報提供回数とし、年間６回を目指します。</td></tr>
<tr><td>基準年
(H25 年度)</td><td>H27 年度</td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td><td>H31 年度</td></tr>
<tr><td>主要指標：サポーター登録者数</td><td>270 人</td><td>300 人</td><td>300 人</td><td>300 人</td><td>300 人</td><td>300 人</td></tr>
<tr><td>主要指標：サポーターへの情報提供回数</td><td>6 回</td><td>6 回</td><td>6 回</td><td>6 回</td><td>6 回</td><td>6 回</td></tr>
</table>

【室課名：県民生活センター、学校教育室、法務学事課】

1　項目		(3)　消費者教育の推進
2　小項目		ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実
3　事業・取組名		③　消費生活全般に関する教育の実施【重点】
4 事業概要	(1)現状	消費者被害を未然に防止するために、消費者が必要とする知識や消費生活環境の変化の状況などを学習する場を提供していますが、県民からの消費生活の相談や苦情が、依然後を絶たない状況です。
	(2)課題	県民に消費生活に関する正しい知識を身に付けてもらうため、幅広い年齢層に対するより一層の教育・啓発が必要です。
	(3)事業・取組の内容	消費者被害を防止するため、また、消費者の自立を支援するため、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を行います。 ①〔小学生・保護者向け〕消費生活セミナー ②〔高校生・専門学校生向け〕金融経済セミナー ③〔専門学校生向け〕消費生活セミナー ④〔一般向け〕くらしとお金のセミナー
5　目標設定とその考え方		○主要指標 ①〔小学生・保護者向け〕消費生活セミナーの開催回数とし、毎年２回を目指します。 ②〔高校生・専門学校生向け〕金融経済セミナーの実施校数とし、毎年度40校（平成25年度の回数）を目指します。 ③〔専門学校生向け〕消費生活セミナーの実施校数とし、毎年２校を目指します。 ○参考指標 ・〔一般向け〕くらしとお金のセミナーの開催回数とします。 ・各種セミナーの参加者の合計人数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：小学生等向けセミナーの開催回数	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
主要指標：高校生等向けセミナーの実施校数	40 校	40 校	40 校	40 校	40 校	40 校
主要指標：専門学校生向けセミナーの実施校数	1 校	2 校	2 校	2 校	2 校	2 校
参考指標：一般向けセミナーの開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
参考指標：各種セミナー参加者の合計人数	4,418 人	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目		(3)　消費者教育の推進
2　小項目		ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実
3　事業・取組名		④　消費生活に関する出前講座の実施【重点】
4 事業概要	(1)現状	悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、各市町村の町内会、自治会、老人クラブ等からの要請を受け、出前講座を実施してきましたが、消費者被害は、依然として発生しており、特にも高齢者が被害に遭うケースが増加しています。
	(2)課題	・消費生活に関する正しい知識や的確な判断力を身に付けていただくために、引き続き、消費者に対する教育や啓発を実施するとともに、よりきめ細かな教育を行うためには、より一層、市町村と協力していくことが必要です。 ・また、ターゲットになりやすい高齢者等を守り、支えるため、これらの情報を家族や周囲の方々など、地域社会全体で共有することも重要です。
	(3)事業・取組の内容	地域からの要請により、ライフステージに合わせた出前講座を直接出向いて実施します。
5　目標設定とその考え方		○主要指標 県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。 ○参考指標 ・県民生活センターが実施した出前講座の受講者数とします。 ・県民生活センター以外の市町村が実施した出前講座の回数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：出前講座実施回数	25 回	25 回以上	25 回以上	25 回以上	25 回以上	25 回以上
参考指標：出前講座受講者数	1,167 人	―	―	―	―	―
参考指標：市町村の出前講座実施回数	282 回	―	―	―	―	―

【室課名：県民くらしの安全課】

1　項目	(3)　消費者教育の推進
2　小項目	ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実
3　事業・取組名	⑤　食の安全安心に関する出前講座の実施
4　事業概要	食品等の安全性の確保に関する理解を深め、食品等に関する適正な判断力を養うため、食の安全安心に関する出前講座を実施します。
5　目標設定とその考え方	○参考指標 出前講座の回数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：出前講座実施回数	52 回	―	―	―	―	―

【室課名：建築住宅課】

1　項目	(3)　消費者教育の推進					
2　小項目	ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実					
3　事業・取組名	⑥　住宅に関する情報の提供					
4　事業概要	①一定の整備基準を満たすことに加え高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）及び高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録を行い、その情報をホームページ等で情報提供します。 ②ホームページ及びメールマガジンを活用し、リフォーム講習会の開催や相談コーナーの開設、その他住まいに関することなど、住宅に関する情報提供を行います。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 ホームページのアクセス件数及びメールマガジンの配信回数とします。					
	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：ホームページアクセス件数	33,715 件	―	―	―	―	―
参考指標：メールマガジン配信回数	50 回	―	―	―	―	―

【室課名：健康国保課】

1　項目	(3)　消費者教育の推進					
2　小項目	ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実					
3　事業・取組名	⑦　医薬品等の適正使用に関する啓発講座の実施					
4　事業概要	薬の正しい知識の普及を図るため、医薬品等の適正使用に関する健康管理講座「みんなの薬の学校」を実施します。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 健康管理講座の回数とします。（(一社）岩手県薬剤師会に業務委託）					
	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：健康管理講座回数	37 回	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター、学校教育室、法務学事課】

1　項目		(3)　消費者教育の推進
2　小項目		イ　多様な主体との連携による消費者教育の推進
3　事業・取組名		①　学校における消費者教育の推進【重点】
4 事業概要	(1)現状	自立した消費者の育成のため、学校教育において、主体的に社会に参画し、その発展に寄与していく態度を養っていくうえでの消費者教育が求められています。
	(2)課題	消費者問題に取り組む専門機関や有識者が積極的に学校と連携し、消費者教育を充実させていくことが必要です。
	(3)事業・取組の内容	①学校段階において積極的に消費者教育を行えるよう研修会等を開催し、教員のスキルアップを図ります。 ②教育委員会と連携し、学校教育における消費者教育推進のリーダーとなる人材を育成するため、先進校視察や先進事例調査への派遣などにより、消費者教育に係る学習支援を行います。 ③消費者教育推進専門員を配置し、学校訪問や要請に応じて出前講座等を実施するほか、消費者教育に関する啓発活動、情報提供を行います。また、学校と関係機関をつなぎ、消費者教育がより効果的に行われるよう支援します。
5　目標設定とその考え方		○主要指標 ・学校教員を対象とした研修会の開催回数とし、年間２回を目指します。 ・学校訪問校数とし、県内の公立小中学校（約510校）をおおむね５年間で全て訪問することを目指します。 ○参考指標 県民生活センターが実施した出前講座の回数のうち、学校で実施した回数とします。（再掲）

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：研修会開催回数	―	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
主要指標：延べ学校訪問校数	―	102 校	102 校	102 校	102 校	102 校
参考指標：学校への出前講座実施回数	―	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター、地域福祉課、障がい保健福祉課、学校教育室】

1　項目		(3)　消費者教育の推進
2　小項目		イ　多様な主体との連携による消費者教育の推進
3　事業・取組名		②　障がい者に対する消費者教育支援【重点】
4 事業概要	(1)現状	・金銭管理をめぐる消費者トラブルに遭いやすい傾向にある知的障がい者や精神障がい者について、地域における見守り支援者も対応に苦慮しています。 ・また、特別支援学校においても、標準的なテキスト等がないこともあり、十分な金銭管理指導を行うことが難しい状況にあります。
	(2)課題	特別支援教育や知的障がい者等支援に係る地域の社会資源が連携し、特別支援学校から社会人初期の段階において、金銭管理面の指導や支援が切れ目なく行われる必要があります。
	(3)事業・取組の内容	①社会福祉協議会、地域活動支援センター、障がい者自立支援協議会や特別支援学校等の関係機関に対し、知的障がい者等の金銭管理指導に係る支援（テキスト・教材についての情報提供）を行います。 ②消費者教育推進専門員を配置し、実態に即した金銭管理指導ができるよう、関係機関の効果的な連携を支援します。
5　目標設定とその考え方		○主要指標 各種研修会等（自立支援協議会研修会、振興局開催集団指導における講師等）での情報提供回数とし、年２回を目指します。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：研修会等での情報提供回数	―	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

【室課名：学校教育室】

1　項目	(3)　消費者教育の推進
2　小項目	ウ　高度情報通信社会への対応
3　事業・取組名	①　情報モラル教育の推進
4　事業概要	①総合教育センターの開発した教材を用いて、有害サイトやコミュニティサイトなどの仕組みと危険性について体験的に学ばせる授業や研修を実施します。 ②情報モラル教育指導資料等を活用し、各教科の学習やＨＲ活動で繰り返し指導します。 ③各学校や地域、ＰＴＡ等の団体の要請に応じ、高機能携帯端末（スマートフォン、タブレット型ＰＣ等）を活用した体験型研修を実施します。
5　目標設定とその考え方	○参考指標 体験型研修の開催回数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：研修開催回数	47 回	―	―	―	―	―

【室課名：資源循環推進課】

１　項目	(3)　消費者教育の推進					
２　小項目	エ　環境に配慮した消費生活の推進					
３　事業・取組名	①　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発とリサイクル製品の利用促進					
４　事業概要	３Ｒの普及啓発とリサイクル製品の利用促進を図るため、次の取組を行います。 ①ごみの排出抑制を第一とする３Ｒの推進のための普及啓発活動及び情報提供を行います。 ②一定水準のリサイクル製品について、岩手県再生資源利用認定製品として認定するとともに、消費者にその製品の周知を行うなど、利用を促進します。 ③10月の「３Ｒ推進月間」に、１か月間「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、ホームページ等各種情報媒体を活用した情報提供を行います。					
５　目標設定とその考え方	○参考指標 再生資源利用認定製品数及びリサイクル率とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：再生資源利用認定製品数	211 製品	―	―	―	―	―
参考指標：リサイクル率	18.7%	―	―	―	―	―

【室課名：資源循環推進課】

１　項目	(3)　消費者教育の推進					
２　小項目	エ　環境に配慮した消費生活の推進					
３　事業・取組名	②　小売店に対するエコショップの認定					
４　事業概要	流通から消費にかけての廃棄物の抑制を図るため、その対策に積極的に取り組む小売店をエコショップ又はエコレストランとして認定し、取組の拡大と消費者による利用の促進を図ります。					
５　目標設定とその考え方	○参考指標 エコショップ認定店舗数とします。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：エコショップ認定店舗数	247 店舗	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目		(4)　消費者被害の救済
2　小項目		ア　相談対応の充実
3　事業・取組名		①　消費生活相談対応の推進【重点】
4 事業概要	(1)現状	相談件数は高い水準のまま推移しており、市町村の相談体制が整備されたことから、市町村での相談受付が増加しています。相談内容は年々複雑多様化しています。
	(2)課題	消費者トラブルが複雑多様化している中で、県全体として消費者苦情及び紛争の相談に的確に対応し､その被害の救済を図る必要があります。
	(3)事業・取組の内容	①消費生活相談に対し、助言、情報提供、あっせん等により、消費者苦情及び紛争の解決に取り組みます。 ②弁護士や他の相談機関と密に連携を図り、消費者苦情及び紛争の解決に取り組みます。
5　目標設定とその考え方		○主要指標 受理した相談のうち、助言やあっせんにより解決となった割合とし、毎年95%以上を目指します。 ○参考指標 県及び市町村の相談件数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：相談解決割合	95.7%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
参考指標：県の相談件数	3,182 件	―	―	―	―	―
参考指標：市町村の相談件数	7,448 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

1　項目		(4)　消費者被害の救済
2　小項目		ア　相談対応の充実
3　事業・取組名		②　消費生活相談員の資質向上【重点】
4 事業概要	(1)現状	・相談内容が年々複雑化・巧妙化し、相談対応に当たり新しい知識や情報を得ることが必要不可欠となっている一方、消費生活相談の担当者の知識や業務経験が、必ずしも十分とは言えない状況です。 ・平成26年６月の消費者安全法の改正において、消費生活センターには消費生活相談員を配置することとされました。
	(2)課題	消費生活相談業務に関する研修等を実施し、知識や手法の取得など、資質向上を図ることが必要です。
	(3)事業・取組の内容	市町村等における消費生活相談員の資質向上を図るため、次の事業を実施します。 ①消費生活相談員等レベルアップ講座 ②消費生活相談員等スキルアップセミナー ③生活相談事例研究会 ④国民生活センター研修への随時派遣　等
5　目標設定とその考え方		○主要指標 ①消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。 実施回数：１回／月×10か月 ②消費生活相談員等スキルアップセミナーの実施回数とし、年間10回の実施を目指します。 実施回数：１回／月×10か月 ③生活相談事例研究会の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。 実施回数：１回／月×10か月

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：レベルアップ講座実施回数	12 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
主要指標：スキルアップセミナー実施回数	11 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
主要指標：生活相談事例研究会実施回数	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回

【室課名：県民生活センター】

1　項目		(4)　消費者被害の救済
2　小項目		ア　相談対応の充実
3　事業・取組名		③　法的サポートの推進【重点】
4 事業概要	(1)現状	・市町村の相談窓口が整備されましたが、多くの市町村で法律的解釈を要する相談への対応が十分ではありません。 ・県民生活センターにおいても、法律的解釈が必要となる高度な相談への早急な対応が困難です。
	(2)課題	・県が市町村をサポートする体制づくりが必要です。 ・県民生活センターにおいて、法律の専門家である弁護士から助言を受けることができる体制を構築することが必要です。
	(3)事業・取組の内容	市町村及び県の消費生活相談窓口の解決力向上を図るため、複雑かつ専門性が高いなどの高度な消費生活相談について、弁護士の無料相談を実施します。
5　目標設定とその考え方		○主要指標 高度消費生活弁護士無料相談の実施回数とし、年間24回の実施を目指します。 ○参考指標 高度消費生活弁護士無料相談における相談件数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：高度消費生活弁護士無料相談の実施回数	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回
参考指標：高度消費生活弁護士無料相談の相談件数	121 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター、警察本部 生活環境課】

1　項目	(4)　消費者被害の救済
2　小項目	ア　相談対応の充実
3　事業・取組名	④　警察への情報提供
4　事業概要	消費生活相談窓口で得た消費生活侵害事犯が疑われる相談に関する情報について、相談者の同意が得られた場合、警察への情報提供を行います。
5　目標設定とその考え方	○参考指標 県民生活センターにおいて消費生活侵害事犯が疑われる相談に関する情報を警察本部に提供した件数とします。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：警察への情報提供件数	13 件	―	―	―	―	―

【室課名：警察本部 県民課】

1　項目	(4)　消費者被害の救済					
2　小項目	ア　相談対応の充実					
3　事業・取組名	⑤　警察安全相談に係る関係機関等との連携					
4　事業概要	相談対応の充実のため、複雑多岐にわたる消費者トラブルの相談に対し、関係機関や団体との連携を図ります。					
5　目標設定とその考え方	○参考指標 警察への相談件数とします（数値は暦年（１月～12月）のもの)。					
	基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：警察への相談件数	24,136 件	―	―	―	―	―

【室課名：地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、県民生活センター】

1　項目		(4)　消費者被害の救済					
2　小項目		ア　相談対応の充実					
3　事業・取組名		⑥　高齢者・障がい者の相談に係る関係機関等との連携【重点】					
4 事業概要	(1)現状	高齢者や障がい者については、金銭管理に支障がある場合があり、消費者トラブルに巻き込まれたときには、自力での問題解決が困難です。					
	(2)課題	・高齢者や障がい者の相談支援や生活支援等を行う福祉関係者（市町村、地域包括支援センター、県高齢者総合支援センター、福祉施設、地域生活支援者、介護支援専門員、社会福祉協議会、民生委員、障がい者相談員、障がい者の保護者等）と消費生活相談の関係者が連携し、消費者トラブルを防ぐ必要があります。 ・消費者被害が起きた場合は、速やかに解決に向けて連携する必要があります。 ・高齢者・障がい者の判断能力に応じ、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用する必要があります。					
	(3)事業・取組の内容	①高齢者・障がい者の消費者トラブルを未然に防止するため、各種会議等を通じて関係者間の情報共有・連携を図ります。 ②地域の見守り者に対する出前講座等により、消費者トラブルの事例や相談窓口を周知します。 ③判断能力が十分でない高齢者・障がい者については、金銭・財産管理などを援助する日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知や利用の促進を図ります。					
5　目標設定とその考え方		○主要指標 県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。（再掲）					
		基準年 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：出前講座実施回数		25 回	25 回以上	25 回以上	25 回以上	25 回以上	25 回以上

【室課名：県民生活センター】

<table>
<tr><td colspan="2">１　項目</td><td colspan="6">(4)　消費者被害の救済</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　小項目</td><td colspan="6">イ　多重債務問題に対する解決支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　事業・取組名</td><td colspan="6">①　多重債務者弁護士無料相談の実施【重点】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４
事
業
概
要</td><td>(1)現状</td><td colspan="6">借りたお金の返済が困難になったなど、多重債務に関する相談は減少傾向にありますが、なお深刻な相談が寄せられています。</td></tr>
<tr><td>(2)課題</td><td colspan="6">現在の債務を早期に整理し、安定した生活の再建を図るまでの法的な解決の道筋をサポートすることが必要です。</td></tr>
<tr><td>(3)事業・取組の内容</td><td colspan="6">多重債務問題の法的な解決を図るため、関係団体と連携し、「多重債務者弁護士無料相談」を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">５　目標設定とその考え方</td><td colspan="6">○主要指標
多重債務者弁護士無料相談の実施回数とし、年間114回の実施を目指します。
○参考指標
多重債務者弁護士無料相談における相談件数とします。</td></tr>
<tr><td>基準年
(H25 年度)</td><td>H27 年度</td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td><td>H31 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要指標：多重債務者弁護士無料相談の実施回数</td><td>144回</td><td>114回</td><td>114回</td><td>114回</td><td>114回</td><td>114回</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考指標：多重債務者弁護士無料相談の相談件数</td><td>192件</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
</table>

【室課名：県民生活センター、庁内関係室課】

<table>
<tr><td colspan="2">１　項目</td><td colspan="6">(4)　消費者被害の救済</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　小項目</td><td colspan="6">イ　多重債務問題に対する解決支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　事業・取組名</td><td colspan="6">②　多重債務・生活再建関係機関等との連携【重点】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４
事
業
概
要</td><td>(1)現状</td><td colspan="6">庁内関係室課等において、多重債務や生活再建に関する関係者間の情報共有を図っていますが、債務の金額に関わらず生活困窮に陥いるなど、多重債務に係る相談は多様化してきています。</td></tr>
<tr><td>(2)課題</td><td colspan="6">多重債務者の掘り起こしに努め、相談窓口へ誘導することが必要です。
また、債務を整理した後の安定した生活再建へつなげていくことが重要です。</td></tr>
<tr><td>(3)事業・取組の内容</td><td colspan="6">①庁内の関係室課（注１）や関係団体（注２）と連携し、生活再建に向けた多重債務問題解決を図るための会議を開催します。
②会議の構成団体と連携し、生活再建を含め、多重債務問題の早期解決に努めます。

（注１）庁内関係室課
政策推進室、若者女性協働推進室、医療政策課、健康国保課、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども・子育て支援課、福祉総合相談センター、経営支援課、雇用対策・労働室、団体指導課、建築住宅課、税務課、医療局医事企画課、教育委員会事務局学校教育室、教育委員会事務局生涯学習文化課、警察本部県民課、警察本部生活環境課

（注２）関係団体
岩手弁護士会消費者問題対策委員会、岩手県司法書士会、岩手県市長会、岩手県町村会、消費者信用生活協同組合、東北労働金庫岩手県本部、東北財務局盛岡財務事務所、日本司法支援センター岩手地方事務所、岩手県社会福祉協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟の県内４団体（岩手県商工団体連合会・民主商工会・ウミネコ道場、みちのく道場、盛岡クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者の会 きつつきの会、遠野かりんの会)、盛岡市消費生活センター、岩手県警察本部、県民生活センター</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">５　目標設定とその考え方</td><td colspan="6">○主要指標
会議の開催回数とし、年間１回を目指します。</td></tr>
<tr><td>基準年
(H25 年度)</td><td>H27 年度</td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td><td>H31 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要指標：会議開催回数</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr>
</table>

【室課名：県民生活センター】

１　項目	⑷　消費者被害の救済					
２　小項目	ウ　ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）の活用					
３　事業・取組名	①　消費生活審議会紛争解決部会による紛争の解決					
４　事業概要	消費者が抱える紛争解決のため、市町村と連携して紛争解決部会において解決を図ることが適当な事案の把握を行い、必要に応じ、部会を開催して紛争解決に努めます。 また、この部会における解決結果を公表し、類似の紛争の未然防止に役立てます。					
５　目標設定とその考え方	○参考指標 紛争解決部会が行ったあっせん等の実施件数とします。					
	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：あっせん等の実施件数	0 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

１　項目	⑷　消費者被害の救済					
２　小項目	ウ　ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）の活用					
３　事業・取組名	②　市町村等弁護士あっせん事業による紛争の解決					
４　事業概要	消費者が抱える紛争解決のため、市町村等の求めに応じて弁護士を派遣し、紛争解決に努めます。					
５　目標設定とその考え方	○参考指標 市町村等弁護士あっせん事業の実施件数とします。					
	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
参考指標：市町村等弁護士あっせん事業の実施件数	3 件	―	―	―	―	―

【室課名：県民生活センター】

１　項目		(5)　市町村・関係機関等との連携及び活動支援
２　小項目		ア　市町村の相談体制の充実への支援
３　事業・取組名		①　市町村相談体制の支援【重点】
４ 事業概要	(1)現状	・市町村における消費生活センター設置の支援を進め、センター基準は満たさないものの相談員を配置している市町村を含めると、平成25年４月時点で、県内全市町村において消費生活相談窓口が設置されました。しかし、市町村中心の相談体制は緒に就いたばかりであり、引き続き支援が必要です。 ・消費者安全法の改正に伴い、消費生活センター設置要件等が変更されたことから、それらに対応していく必要があります。
	(2)課題	住民に最も身近な市町村における相談体制は確立したものの、消費者をきめ細かく支援し、安全・安心な地域づくりを進めるためには、相談体制を更に充実させることが必要です。
	(3)事業・取組の内容	市町村における相談対応スキルの向上、市町村消費生活センター等訪問による情報・課題の共有、相談内容に即した助言の実施等、市町村支援を推進します。
５　目標設定とその考え方		○主要指標 ・消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。（再掲） ・市町村消費生活センター等への訪問回数とし、毎年14回以上を目指します。 ・市町村への助言回数とし、毎年50回以上を目指します。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：レベルアップ講座実施回数	12 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
主要指標：市町村消費生活センター等延べ訪問回数	24 回	14 回以上	14 回以上	14 回以上	14 回以上	14 回以上
主要指標：市町村への助言回数	53 回	50 回以上	50 回以上	50 回以上	50 回以上	50 回以上

【室課名：県民生活センター】

１　項目		(5)　市町村・関係機関等との連携及び活動支援
２　小項目		イ　関係団体との連携及び活動支援
３　事業・取組名		①　オール岩手の連携・協働【重点】
４事業概要	(1)現状	平成25年４月時点で、県内全市町村において消費生活相談窓口が設置されましたが、消費者トラブルや多重債務に係る相談・苦情が後を絶ちません。
	(2)課題	多様な消費者トラブルを解決するために市町村、弁護士会、セーフティーネット貸付機関等関係団体が緊密に連携するとともに、こうしたトラブルが生じないよう、県全体の関係機関が協働することにより消費者被害のない地域づくりを進める必要があります。
	(3)事業・取組の内容	①県、市町村、関係団体によるネットワークにおいて、橋渡し役も含め、専門的・広域的な観点から中核的機能を果たすことにより、連携・協働による消費者行政を推進します。 ②県民生活センターを核として、ネットワークを活かした多重債務者の解決に向けた対応、効果的な消費者啓発等を推進します。 ③消費者月間（５月）事業の一環として、関係機関が合同で、多重債務や悪質商法等の消費者トラブル（震災に伴うものも含む。）で悩みを抱える消費者からの相談を受け付ける「消費者110番」を実施します。
５　目標設定とその考え方		○主要指標 ・岩手県消費者行政推進ネットワーク会議の開催回数とし、年間２回を目指します。 ・消費者110番の実施回数とし、毎年１回を目指します。

	基準年（H25 年度）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要指標：ネットワーク会議開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
主要指標：消費者110番実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(5)　市町村・関係機関等との連携及び活動支援
2　小項目	イ　関係団体との連携及び活動支援
3　事業・取組名	②　消費者団体との連携・活動支援
4　事業概要	①活動の機会や場の提供、情報提供、講師の派遣等により、消費者団体の自主的な活動を支援します。 ②おおむね３年を周期として消費生活協同組合等の指導検査を実施し、適正な運営に係る助言指導を行います。 ③消費者と行政との協働を促進するため、消費者団体との意見交換会等を行い、必要に応じて意見を施策に反映させていきます。 ④適格消費者団体の設立の動きがある場合は、消費者契約法の制度の趣旨に基づき、適切に対応します。

【室課名：県民生活センター】

1　項目	(5)　市町村・関係機関等との連携及び活動支援
2　小項目	イ　関係団体との連携及び活動支援
3　事業・取組名	③　事業者団体との連携
4　事業概要	事業者団体から要請があった場合は、事業者団体と連携しながら、事業者団体が行う次の取組を支援します。 ①事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制整備 ②事業者自らがその事業活動に関して遵守すべき基準の作成 ③その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動